
相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

第30回：子や孫への住宅取得資金の援助① ～特例の制度概要～

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

1. 子や孫への住宅取得資金の援助

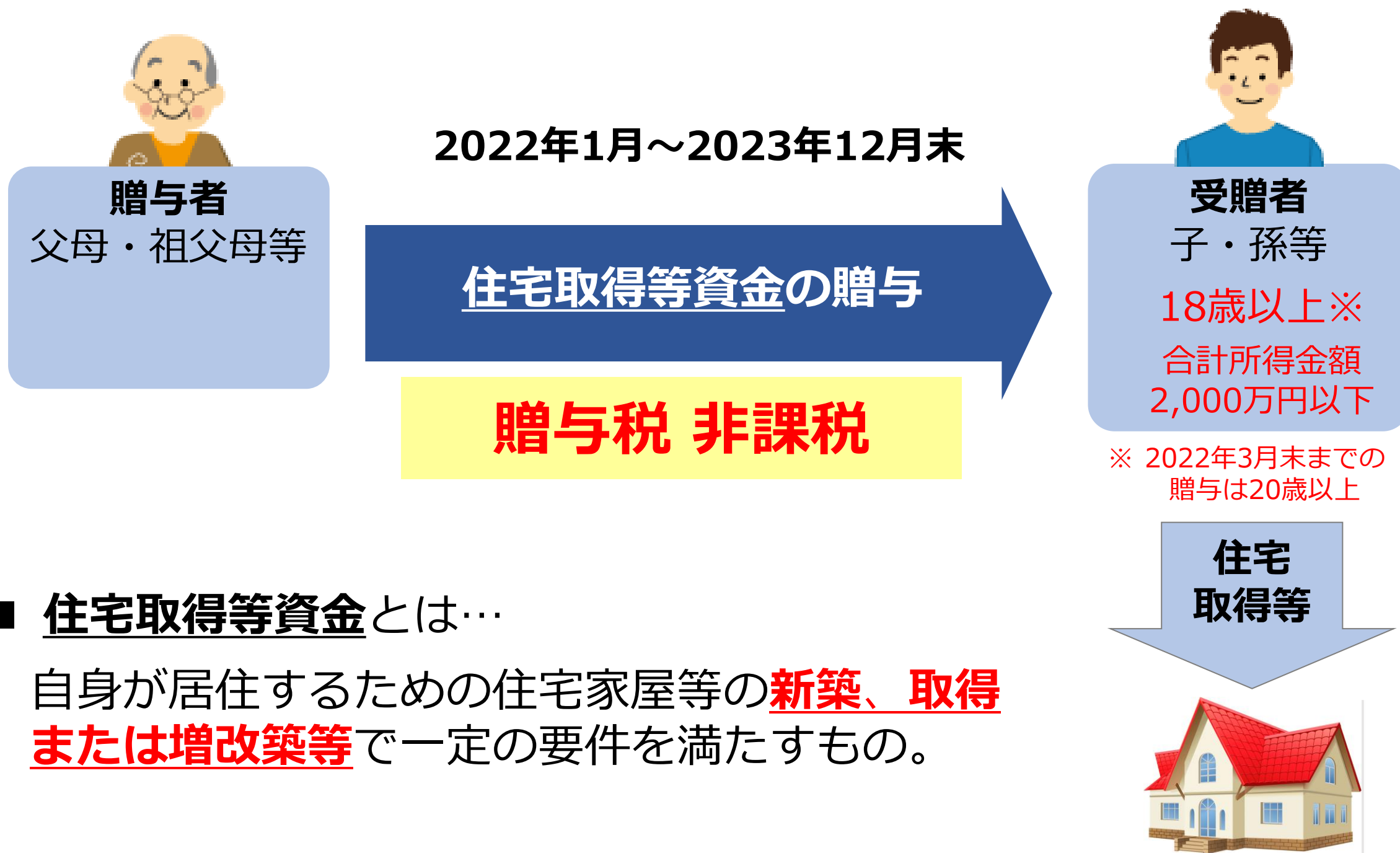
子供のマイホーム購入資金
を援助してあげたいが…

金額が大きいため
贈与税の負担が心配だ



2. 住宅取得等資金の贈与税の特例とは？

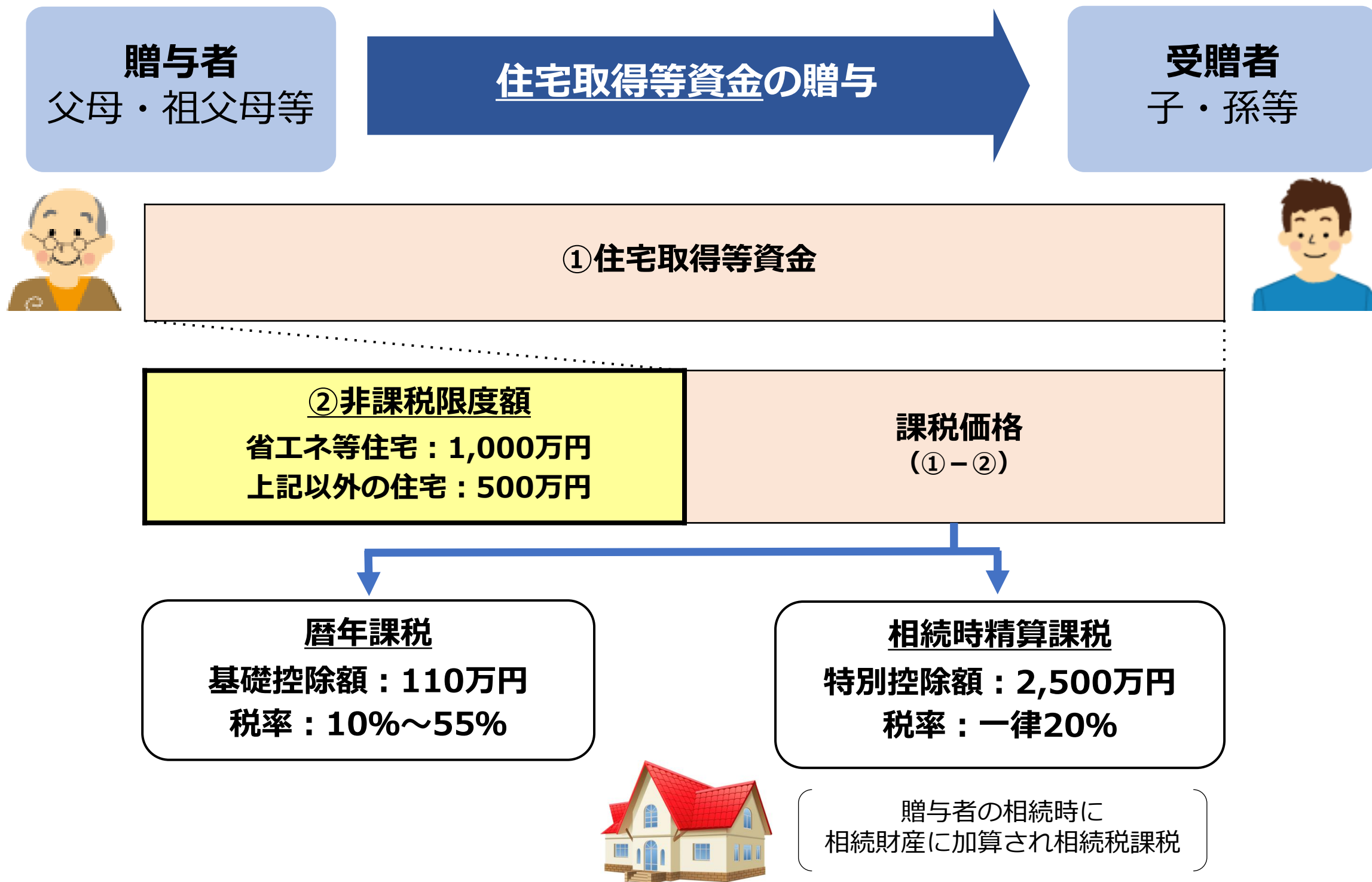
父母、祖父母から子、孫への『**居住用の住宅取得等資金**』を贈与する場合、一定の要件のもと、**贈与税が非課税となる制度**です。



■ 住宅取得等資金とは…

自身が居住するための住宅家屋等の**新築、取得**
または増改築等で一定の要件を満たすもの。

3. 贈与税が非課税になるのはどんな時？



【 当資料の利用に関する留意事項 】

当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

当資料は令和4年8月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。

当資料は法令や制度の概要を説明することを目的としており、具体的なケースや詳細については、税理士、弁護士、司法書士等の専門家や所轄の税務署へお問い合わせください。また、実際の対策等の実行については、必要に応じて、税理士、弁護士、司法書士等の専門家へご相談の上、お客様ご自身の判断で決定していただきますようお願い申し上げます。なお、お客様のご要望があれば、税理士等の専門家をご紹介しますこともできますのでご相談ください。

【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本S T O協会